

地方行財政検討会議・第二分科会（第8回）議事要旨

- 1 日 時 平成22年11月29日（月）13時30分～15時00分
- 2 場 所 総務省省議室（中央合同庁舎第2号館7階）
- 3 出席者 鈴木総務副大臣、逢坂総務大臣政務官、碓井光明 明治大学教授、西尾勝 東京大学名誉教授、遠松秀将 東京都財務局主計部財政担当課長、石川敏也 札幌市経済局中央卸売市場長、武川市雄 甲州市財政課長

4 概 要

- 冒頭、鈴木総務副大臣より挨拶があった。
- 資料「地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）」（仮称）（案）に基づいて、安田自治行政局行政課長から説明があった。
- その後、自由討議が行われた。

（以下、自由討議）

<住民訴訟制度の見直しについて>

- 公益法人制度改革後の新たな制度では、役員等の法人に対する損害賠償責任が法定され、理事長が賠償責任を負った場合、年俸の何年分という限度額が設けられている。会社法もそのような制度になっているが、公益法人もそのような制度になると、地方公共団体の責任者の賠償責任についても一定の限度額を設けられてよいのではないか。

<監査制度の見直しについて>

- 地方公共団体の内部の主体が担うべき監査と外部の主体が担うべき監査について、「3Eの観点から行う行政監査については、議会の監視機能や長の行政評価等の類似の機能に委ねる一方で、議会や長が、他の地方公共団体との各種の比較において3Eを考量するための判断資料・データの作成機能を、全国単一の監査共同組織や地方監査共同組織に委ねるべきではないか。」と追加すべきではないか。
- 地方公共団体の内部統制の実施主体は「地方公共団体の長」とすべきではないか。
- 地方公共団体の内部統制システムの体制として、「首長及び職員の執行が、業務の有効性及び効率性を確保するための体制」と「資産の保全と負債の管理を徹底するための体制」を追加すべきではないか。
- 監査制度の見直しの議論については、監査委員の問題もあるが、内部統制の問題も極めて大きいため、地域主権が進む中で各地方公共団体は当然に内部統制システムを構築しなければならないという考え方を先に強調して出した上で、監査委員制度の修正点を記述したほうがよいのではないか。

- 今後は、内部統制が重要視され、内部統制ができていない地方自治体と、そうでない地方自治体との差が大きくなっていくと思うが、内部統制がしっかり強化された地方自治体においては、行政監査を廃止することも選択肢として認めることも必要なのではないか。
- 行政監査については、日本でもいずれ全国的な単一の監査共同組織をつくるとか、地方監査共同組織をつくるようなときには、その機能を持たせたほうが、より一層よいのではないかという判断があり得るのではないか。また、外部監査の有効性を主張している地方公共団体もあるため、外部監査人に期待することはできないと記載することが適用なのか。
- 不適正経理の種類として、長は知らずに一職員が個人的に不適正を行った場合がある。この場合に機能するのが内部統制であろうと、もう一つは、組織ぐるみの不適正があったときに内部統制では機能しないだろうと、外部の目でなければならないだろうと、今後、この棲み分けの検討が重要となるのではないか。
- 都道府県や指定都市の規模と、小規模な市町村の規模によって、監査の現状、実績、能力等も違うため、これらにどこまで配慮がなされた議論ができるのかが地方公共団体の関心事となるのではないか。また、内部監査の役割の明確化等が必要となるのではないか。
- 共同組織とする場合、地方公共団体の負担について、単に人口規模、財政規模だけで拠出金を議論している等も今後さらに論点になるのではないか。したがって、制度の選択性のことも含め、監査の問題はまだまだ思いをめぐらす必要があるのではないか。

<財務会計制度の見直しについて>

- 地方公共団体における財務会計制度の提案については、各地域の実情に応じて、柔軟に対応できる制度の見直しが必要となるのではないか。
- 財務の改正については、個別の事象として早急に直さなければならないところは手をつけるということは非常に大事だが、全体的な検討項目として発生主義の採用などについては、これからも別なチャンネルも含めて、議論していかなければならない。

※注 以後、修正の可能性はある。

(文責：総務省自治行政局行政課)